

会 務 月 報

第441号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■令和元年11月常任理事会議事録

1. 日 時 令和元年11月20日（水）
13:15～16:05
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数
常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数13名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
会 長 佐々木宏幸
副 会 長 岩本茂美、新沼義雄、堂田重明、伊藤光洋、
児玉耕二、戸田和孝
専務理事 居谷献弥
常任理事 庄司雅美、白井 勇、西川英治、濱本泰久、
南 孝雄
事 務 局 前田、鈴木、千浜、伊東、吉田
欠 席 者
常任理事 植村吉延
5. 議 長
佐々木会長より議長について諮り、新沼副会長を議長に選任した。
6. 議事録署名人
佐々木宏幸会長、新沼義雄副会長
7. 専決事項
(1) 第132回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等の決定の件

事務局より、資料1によって12月5日の全国会長会議等のスケジュール、議事内容、協議方法及びテーブル・座席の配置等について説明がなされ、定款施行細則により、次の理事会前に会議の招集を通知しなければならないため、理事会に先立って専決事項として承認いただきたいとの発言がなされた。

協議の結果、単位会会長の配席は従来の北から南への単位会順ではなく6つの丸テーブルにランダムにすること、ブロック協議会提案事項はテーブル毎に議論し各テーブルの代表者より発表すること及び代表発表者は各ブロックから1名選出することとした。

議長より第132回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等について諮ったところ、異議なく資料1のとおり決定した。

8. 協議事項

(1) 令和元年度上半期事業報告及び決算報告について

事務局より、資料2-1によって令和元年度上半期事業報告である会議、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、基本問題検討、法制度対応、災害対策、景観・まちづくり、住宅金融支援機構適合証明業務及び会員動静等に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

続いて、事務局より、資料2-2によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の令和元年度上半期決算報告について説明がなされた。

以下の発言がなされた。

西川常任理事ー公共建築設計懇談会で働き方改革がテーマとなっており、来年度からは中小企業に対しても働き方改革関連法が施行されるが、このことは告示第98号に密接に関連していると思う。特に経費の面が1.1で良いのか、設計算定について国交省の考えを確認し、公共建築設計懇談会上げてほしい。

佐々木会長一国交省は工期の問題と捉え、適正な工期設定を働きかけるとは聞いている。三会でどうするかというところまでは、決まっていない。

協議の結果、資料2-1及び資料2-2の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

(2) 令和2・3年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

白井総務・財務委員長及び事務局より、資料3によって、令和2・3年度役員候補者の推薦手順と選任方法について次の趣旨の説明がなされた。

内部理事の増員等について前回の常任理事会で議論し、ブロックに持ち帰って議論されたが、各ブロックとも原案について特段の異論はなく、先の総務・財務委員会でも賛成された。12月の全国会長会議で協議し、申し合わせ事項として決定されれば、選任に向け手続きを進めていくことになる。

協議の結果、資料3の原案を了承し、全国会長会議に提案することを決めた。

(3) 福井大会運営特別委員会の設置について

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

令和2年度の第44回建築士事務所全国大会(福井大会)の実施に向けた企画、立案等のために特別委員会を設置し、12月より活動を開始したい。委員には、全国大会のあり方や財政等を検討中ということもあり、白井総務・財務委員長が加わった案としている。

協議の結果、資料4の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

(4) 令和4年度の建築士事務所全国大会の日事連負担金について

事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

福島大会以降は地方での通年開催となり、日事連の負担がこれまでどおり毎年1,600万円とすると、2年で1千万円強の支出増となる。この負担についてはこれまで繰り返し議論してきたが、総務・財務委員会で結論を示すべき等の意見が出され、今般、以下のとおり提案する。

①令和2-3年度

福井会及び熊本会は、日事連負担金1,600万円を前提に準備しているため、据え置きとする。

②令和4年度

日事連負担金1,600万円を上限とするが、1,200万円を目途に経費削減等工夫に努めるようブロック協議会(主管会)に提示する。

③令和5年度以降

1,200万円での実施とし、同様に経費削減等工夫する。

④青年話創会の運営費負担は継続協議

白井総務・財務委員長より、全国大会だけでなく、日事連の全体の経費負担で考えなくてはならないが、直ぐには結論が出せないの、ロードマップを作成して何をどのように検討するかできるだけ早く示したいとの発言がなされた。

協議の結果、資料5の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

(5) 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の受講義務化に関する国土交通省等への要望について

庄司教育・情報委員長より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

教育・情報委員会では、開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会(管理研修会)の受講促進を図るためには、受講義務を法律に位置づけることが必要と考え、顧問弁護士でもある秋野理事に相談したところ、法令・告示の根拠に基づいた要望は難しいが、建築士法第22条(知識及び技能の維持向上)の第2項に「国土交通大臣及び都道府県知事は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるものとする。」とあるので、国土交通大臣若しくは都道府県知事に対して講ずる策を考え受講義務化を求めている必要があるとの見解をいただいた。これを受け、資料のとおり国交省等へ提出すべく要望書の案を作成した。

以下の発言がなされた。

西川常任理事－単位会では、県から法的根拠がないのに知事指定はできないと言われているが、現在知事指定を受けている36単位会はどのようにして知事指定等を取ったのか知りたい。

庄司教育・情報委員長－事務所の登録更新時に、管理研修会の受講証明書を添付するような形にしているところが多い。

児玉副会長－開設者の受講義務化の方向性は賛成

事務局－管理建築士講習が始まったときに定期受講が外された理由は、管理建築士の役割はマネジメントなのだから1回受ければよい、知識・技能に関することは建築士定期講習で賄えると説明された。知事指定は、知事の事務所に対する監督権限という予防措置の形でなされているところもある。

居谷専務理事－国交省とのやりとりで、建築士法にその他の条項があることは理解されているが、義務づけとか公共団体への指示・命令等は法的根拠がないとできないと言われている。

佐々木会長－直ぐに結論を求めるのではなく、国と県への両面で働きかけていけばよいのではないかと。

事務局－要望書はレオパレス問題を前面に出すよりも、以前は概念としてなかった働き方改革を盛り込んでどうか。

協議の結果、本日の議論を踏まえて要望書を一部修正することとした。

(6) 令和2年度賠償責任保険の改定について

白井建賠保険等調査専門委員長より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

現行の賠償責任保険の廃業後の補償は、任意で特約に加入し別途保険料を負担しなければならないが、4月からの改定後は、会員であれば廃業5年前までに加入していれば自動補償となる。さらに、補償期間が廃業後5年間から10年間になり、被保険者は代表者のみから当該設計に携わった建築士個人も対象となる。また、建賠保険Webシステムの保守管理や加入者証発送費用等団体制度の維持・運営のため、制

度維持費(仮称)を導入し加入者から500円を徴収する。

一方、Web利用者は、加入者証発送作業等の業務削減が見込まれるためWeb割(500円引き)を導入し、制度維持費と相殺することでWeb申込に誘導したい。

協議の結果、資料7の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

(7) 民法改正に対応した四会連合協定建築設計・監理等委託契約書類の改定について

事務局より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

来年度より改正民法が施行され「瑕疵」等に関する考え方が大きく変わるため、四会連合協定建築設計・監理等委託契約約款(一般・小規模)を見直し、3月から頒布、7月から講習会を開催する予定である。

主な変更点は以下のとおり。

①「かし」を「契約不適合に」置き換える。

②品確法に定める構造耐力上の主要な部分または雨水の侵入を防止する部分については、成果物の交付から10年とする。それ以外は工事完成引き渡し後2年以内とする。

③委託者の4つの権利(追完請求権、減額請求権、損害賠償請求権、解除権)が明確になるように規定する。

④催告解除及び無催告解除の要件を追加する。

⑤設計・工事監理契約が準委任であるとの立場を明確にする。

⑥意匠権の規定を追加する。

協議の結果、資料8の内容を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

(8) 令和2年度日事連建築賞の募集等について

事務局より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

募集要項について、例年の必須変更項目、事務的表現の変更及び審査委員を一部変更する他、例年通りのスケジュールで選考を行った場合、最終選考委員会の日程を含む現地審査期間の一部が東京オリンピック開催期間と重なるため、選考日程を早めたい。平成25年度の表彰式が8月上旬の三重大

会であったが、その際にも応募期限及び選考日程等を早めて実施したが、特段の問題は無かった。

西川常任理事より、募集対象建築作品の延面積の上限が1万㎡というのは小さすぎるのではないかと意見が出され、協議の結果、再来年度の実施に向けて広報・渉外委員会で上限を2万㎡に変更あるいは撤廃することを検討すること及び資料9の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

(9) 11月通常理事会の議題等について

事務局より、資料10によって説明がなされ、協議の結果、原案のとおり11月通常理事会開催通知とすることを決めた。

9. 報告事項

(1) 令和元年度業務・技術に係る追加事業について

事務局より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。
今年度の事業計画・予算作成時には見込んでいなかった以下の事業を追加実施することとした。

①JAAF-MS Tでの業務管理ソフトの開発

②既存住宅状況調査技術者講習に係るDVDの作成

当初予算の範囲内での執行が見込めるため、予算の変更は不要である。見積額は2つの事業を合わせて約215万円である。

(2) 第43回建築士事務所全国大会（福島大会）の実施結果について

事務局より、資料12-1及び資料12-2によって次の趣旨の説明がなされた。

大会式典には、単位会会員1,499名、招待者等44名、合計1,543名の参加があった。収支決算は3,688万円余、予算額に対して182万円余減であった。今回初の企画として、講演の前に日事連建築賞の国土交通大臣賞及び日事連会長賞受賞者へのインタビューを実施した。

青年話創会には、参加者175名（他オブザーバー15名）により、青年部等を立ち上げている単位会の活動状況報告及びテーブル討論を実施し、引き続き懇親会を行った。収支決

算は147万円余、そのうち日事連負担分は127万円余である。

今般提出した青年話創会の資料は概略であるが、テーブル討論等の内容も含めた詳細な報告書は後日改めて報告する。

(3) 青年WGからの提言等について

白井総務・財務委員長より、資料13によって次の趣旨の説明がなされた。

8月の青年WGに、佐々木会長とともに出席し、福島大会後の青年話創会の実施方法及び青年WGの今後の取り組み等について意見交換を行い、青年WGとしての提言を総務・財務委員会に提出するよう要請した。総務・財務委員会ではこの提言を基に協議し、以下のとおりとした。

①青年話創会は当面継続し、基本的に全国大会に併せて開催する。

②青年話創会のあり方、運営及び費用負担等は、引き続き総務・財務委員会で検討する。

(4) 建築士事務所の図書保存に係る省令改正について

居谷専務理事より、全ての建築物について、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎状図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等、工事監理報告書の保存が義務づけられる旨、資料14によって説明がなされた。

(5) 品確法改正に伴う運用指針改正案について

居谷専務理事より、資料15の公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議に出された発注関係事務の運用に関する指針によって改正案について説明がなされた。

(6) CM方式の制度的枠組みに関する検討会の検討状況について

居谷専務理事より、資料16によってCM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会第2回分科会（建築）での検討状況について説明がなされた。

(7) 改正意匠法の施行について

児玉法制度対応特別委員長及び居谷専務理事より、資料17及び資料17-2によって法律改正の趣旨、概要及び施

行期日並びに建築物の意匠に係る意匠審査基準改訂の方向性（案）等について説明がなされた。

（８）令和２年度以降の適合証明技術者登録制度の主な変更内容について

居谷専務理事より、資料１８によって次の趣旨の説明がなされた。

適合証明技術者登録制度の主な変更内容は以下のとおり。

①適合証明技術者登録の前提条件として既存住宅状況調査技術者の資格を必須とする。

②適合証明技術者業務講習は、既存住宅状況調査技術者業務講習（更新講習）及び適合証明技術者業務講習の同日講習、または適合証明技術者講習のみの２種類に分けて行う。

③適合証明技術者の有効期間は３年間に変更する。ただし、既存住宅状況調査技術者の有効期限に合わせるため、適合証明技術者の有効期間を３年、２年及び１年の３通りに分ける。

（９）会員・構成員異動報告

資料１９により、令和元年８月から１０月の単位会別構成員数及び賠償責任保険加入者数等が事務局より報告された。

（１０）後援名義等使用の催物について、事務局より資料２０により報告がなされた。

（１１）経過報告について、事務局より資料２１によって報告がなされた。

<配付資料>

資料１：第１３２回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等について

資料２－１：令和元年度上半期事業報告書

資料２－２：令和元年度上半期決算報告書

資料３：令和２・３年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項（案）

資料４：福井大会運営特別委員会の設置について

資料５：建築士事務所全国大会の日事連の運営費負担等について

資料６：「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の受講義務化の要望について

資料７：建築家賠償責任保険2020改定に関して

資料８：四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約の改定予定について

資料９：令和２年度日事連建築賞募集要項について

資料10：令和元年１１月通常理事会開催通知

資料11：業務・技術に係る事業の追加について

資料12－１：第４３回建築士事務所全国大会（福島大会）の実施報告書（案）

資料12－２：「青年話創会2019福島大会」実施報告書（案）

資料13：青年ワーキンググループからの提言等について

資料14：（省令改正）建築士事務所の図書保存に係る改正の概要

資料15：発注関係事務の運用に関する指針（改正案）

資料16：CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会第２回分科会（建築）資料

資料17：特許法の一部を改正する法律の概要

資料17－２：「建築物の意匠」に係る意匠審査基準改訂の方向性

資料18：令和２年度以降の適合証明技術者登録制度の登録講習・受付に係る変更点について

資料19：会員・構成員異動報告等

資料20：後援・協賛名義使用の件

資料21：経過報告

■第６回総務・財務委員会議事概要

日時 令和元年１１月１２日（火）１３：３０～１７：００

場所 日事連会議室

（白井委員長、児玉担当副会長、委員、事務局）

所属単位会事務局

（内田要委員、本澤青年WG主査）

出席者 委員長 白井 勇

委員 原 行雄、小林正澄、内田康博、車田 聡、
内田 要

担当副会長 児玉耕二

青年WG主査 本澤 崇（特別出席）

事務局 居谷、前田、伊東、松谷、永井

欠席者 副委員長 植村吉延

委員 栗原信幸

議 事

（１）青年WGからの提言等について

白井委員長より、青年WGから当委員会対し、青年話創会等についての提言があった旨発言がなされ、続いて同WG本澤主査より資料9によって、青年からの提言提出の経緯及び内容等について次の説明がなされた。

去る8月8日に開催した青年WGに佐々木会長及び白井総務・財務委員長が特別出席され、福島大会後の青年話創会の実施方法及び青年WGの今後の取り組み等について意見交換を行い、会長・委員長より青年WGとして総務・財務委員会に提言として提出するよう要請があった。

提言の主な内容は次のとおり。

- ① 青年話創会を、次世代に関わるテーマについて討論し、各単位青年部会等の事業活動成果を共有して、これからの取り組みを模索していく場とする。
- ② 全国大会に併せて開催することで、その活気が相乗効果として得られることが期待できる。
- ③ 青年話創会の運営には日事連のサポートが不可欠であり、その費用は次世代への投資と明確にすべき。
- ④ 青年話創会のテーマは、青年世代の継続的な活動となる中長期的なテーマを、全国大会主管会の青年部会等が選定する。
- ⑤ 青年世代が単位会を越えた横のつながりを生かして主体的に活動するために、地域ブロック青年部会を立ち上げることを望む。

委員等より次の発言がなされた。

・青年話創会を今後も継続していくことは、基本的に賛成である。

・今年度は災害に関するテーマを取り上げ、全体として良かったが、青年の顔が見えにくい。現時点では、全国大会の式典で青年話創会の開催状況を報告する程度であるが、全国大会との同時開催の意味合いを認識し、もっとコミュニケーションを図る工夫が欲しい。

・全国大会と青年話創会の同時開催には賛成であるが、今の日程だと青年話創会の参加者は1日早く出向き、宿泊費用がかかるので、青年話創会のみ出席という者も多い。費用負担はどうなっているのか。

→青年話創会の出席者の旅費等については、単位会負担または自己負担である。

・同時開催の相乗効果は認めるが、もっと検討して欲しい。

・山形会は青年女性会を設置しており、概ね40歳位までのメンバーで活発に活動している。基本的に年配の女性はどこに位置づけられているのか。

→青年として男女の区別はなく、概ね50歳位までとなっている。

・青年WGからの提言については、前向きに進めてもらえたらよいと思うが、地域の事情もある。地域ブロックへの働きかけは、誰がどうするのか。

・青年話創会の存在意義を高めるためにも、全国大会との同時開催にこだわらず、単独での開催も視野に入れた方がよいのではないかと。

・投資効率を考えた費用の分配、単位会における青年部会の予算の使い方等、一体として工夫していく必要がある。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとし、意見があれば1週間以内に事務局へ申し出ることとした。

（２）令和元年度上半期事業報告及び決算報告について

事務局より、資料1-1及び資料1-2によって、令和元年度上半期の会議報告、事業報告及び会員動静並びに令和元年度中間決算について概要説明がなされた。

委員等より次の発言がなされた。

・既存住宅状況調査技術者講習の今後の受講者数の傾向はどうか。

→初年度の受講者が3,700名程度だった。3年に一度の更新のため、来年度は初年度並みの受講者数を予測している。

・構成員数はこの半年で増加しているが、単位会によって大きく減少している。減少している原因は何か。

→廃業や会費の未納等で会員資格がない事務所を大幅に整理したため。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(3) 令和元年度業務・技術に係る追加事業について

事務局より、資料2によって、令和元年度業務・技術に係る追加事業について、概要説明がなされた。

今年度の事業計画・予算作成時には見込んでいなかった事業(①JAAF-MSTでの業務管理ソフトの開発、②既存住宅状況調査技術者講習に係るDVDの作成)について、追加実施することとした。当初予算の範囲内での執行が見込めるため、予算の変更は不要であるが、見積額は2つの事業を合わせて約215万円である。

委員等より次の発言がなされた。

・JAAF-MSTは有償なのか。

→会員事務所に無料で提供している。利用者は1,500事務所程度。

・JAAF-MSTの説明会を受けたが、実際のところソフトが使いにくい。利用している事務所にとってどこが問題なのかを知りたい。

→JAAF-MSTを利用している事務所を対象にアンケート調査をしたところ、エクセルをベースとしているが、エクセルの基本操作を理解していないことも問題である。また、このソフトは事務所内で同時に複数のパソコンで作業ができないことも問題の一つである。問題点を精査し、改良を検討しているところである。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(4) 令和2・3年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

白井委員長より、資料3によって、令和2・3年度役員候補者の推薦手順と選任方法について次の趣旨の説明がなされた。

内部理事の増員等についてはブロック等より要望が出されており、前回の委員会において、この方針で進めることとした。

平成30・31年度の申し合わせ事項を基に令和2・3年度より理事数を増員する他、暦に合わせて日程等を変更している。今後、常任理事会で承認を得た後、全国会長会議で協議し、申し合わせ事項として決定されれば、選任に向け手続きを進めていく予定である。

協議の結果、中四国ブロック協議会は11月14日に原案について協議する予定としているが、特段異論が出なければ、原案どおり常任理事会に提案することとした。

(5) 賠償責任保険の改定について

白井委員長より、資料4によって、賠償責任保険の改定について次の趣旨の説明がなされた。

現行の廃業後の補償は、任意で特約に加入し別途保険料を負担しなければならないが、改定後は会員であれば自動補償で保険料は従来の建賠保険料に含まれることとなる。さらに、補償期間が廃業後5年間から10年間になり、被保険者は代表者のみから当該設計に携わった建築士個人も対象となる。

また、建賠保険Webシステムの保守管理や加入者証発送費用等団体制度の維持・運営のため、制度維持費(仮称)を導入し、加入者から500円を徴収する。一方、Web利用者は、加入者証発送作業等の業務削減が見込まれるため、Web割(500円引き)を導入し、制度維持費と相殺することで、Web申込に誘導したい。理事会の承認が得られれば、4月から改定する予定である。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(6) 第43回建築士事務所全国大会（福島大会）について

事務局より、資料5によって、次の趣旨の説明がなされた。

単位会会員1,499名、福島県知事等招待者その他44名、合計1,543名の参加があった。

収支決算は、合計で3,688万円余、予算額に対して182万円余減であったが、当初見込んでいなかったスタッフジャンパーの作成や新聞広告掲載の追加等で、科目によっては予算を超過したものがある。

また、今回初めての試みとして日事連建築賞の国土交通大臣賞及び日事連会長賞受賞者へのインタビューを実施した。

委員等より次の発言がなされた。

- ・青年話創会に比べ、全国大会の内容に魅力を感じていない会員もいる。
- ・主管会が所属するブロックの単位会は、かなりの協賛金を負担しており大変である。
- ・全国大会（東京開催）の飲食の単価を知りたい。
→過去の明細表があるので、後ほど提供したい。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(7) 青年話創会2019（福島大会）について

事務局より、資料6によって、次の趣旨の説明がなされた。

参加者175名（他オブザーバー15名）により、青年部等を立ち上げている単位会の活動状況報告及びテーブル討論を実施し、引き続き懇親会を行った。収支決算は、合計で147万円余、そのうち日事連負担分は127万円余である。

テーブル討論等の報告も含め、より詳細にまとめた報告書を作成し、理事会等へ報告する予定である。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(8) 建築士事務所全国大会の日事連の運営費負担等について

事務局より、資料7によって、全国大会の日事連の運営費負担等について次の趣旨の説明がなされた。

福島大会以降は地方での通年開催となるが、日事連の負担

がこれまでどおり毎年1,600万円とすると、2年で1千万円強の支出増となる。前回の委員会では、主管会が決定している令和3年度までは、負担金1,600万円を前提に準備しているため据え置き、令和4年度以降は主管会の決定と併せて金額を決定すること及び常任理事会等へ提案できるよう引き続き協議検討していくこととした。今般、令和4年度以降の負担案を決定し、常任理事会に諮りたい。

また、青年話創会は、全国大会の一環と位置付け、大会式典の当日または前日に開催し、その運営費用は全額日事連が負担している。令和3年度の熊本大会まで全国大会と併せて開催する予定で進めているが、青年話創会のあり方・運営、単位会の事情にも配慮した開催形態と費用負担についても検討していく必要がある。

委員等より次の発言がなされた。

- ・日事連の負担金を具体的にいくりにしていくかを早く確定した方がよいのではないか。
- ・このまま1,600万円を日事連が負担していくとなると日事連の財政にしわ寄せは来ないのか。

→全国大会の負担金ばかりではなく、日事連の全体の経費で見直していく必要がある。

- ・日事連の負担額を下げるだけでなく、主管会・ブロック協議会も収支のモデルプランのようなものを提示してもらわないとわからないのではないかと。
- ・日事連負担金1,600万円を上限とし、1,200万円を目標に実施するようにしたらどうか。

協議の結果、日事連の運営費負担額は次のとおり常任理事会に提案することとした。

①令和2－3年度

福井会及び熊本会は、日事連負担金1,600万円を前提に準備しているため、据え置きとする。

②令和4年度（ブロック順により中四国ブロック協議会）

日事連負担金1,600万円を上限とするが、1,200万円を目途に経費削減等工夫に努めるよう提示する。

③令和5年度以降

1,200万円での実施とし、同様に経費削減等工夫を求める。

(9) 財政検討について

白井委員長より、資料8によって、日事連の財政等検討プロジェクト立ち上げについて説明がなされた。

以前より各ブロック及び全国会長会議で指摘されている会費の問題や会誌の発行など、日事連の活動に関する検証・検討を進めるにあたり、検討が必要と思われる項目を列挙した。

委員会としての方向性を示したい。

委員等より次の発言がなされた。

- ・日事連の財政等検討プロジェクトということだが、単位会も含めてのことなので、タイトルは「日事連及び単位会の財政等検討・・・」としたらどうか。
- ・会誌の発行について今後どのように対応するべきか意見を伺いたい。
- ・会誌の印刷費を減額しても、単位会は会員への送料がかかる。
- ・隔月にするなら、広告を増やしたらどうか。
- ・隔月とすれば送料が半分になるが、日事連の経費の話だけでなく、単位会の経費も考えた方がよい。
- ・財務状況がわかりにくい。内部データとしてはわかりやすい方がよい。目で見えるような実態を示して欲しい。
- ・ロードマップを作成するにしても、現状のまま推移すると何年後に破綻する等した方がイメージしやすいのではないか。

協議の結果、引き続き検討していくこととした。

(10) 会員増強及び働き方改革に関するアンケートの回答状況について

事務局より、資料10-1及び資料10-2によって、会員増強及び働き方改革に関するアンケートの回答状況について説明がなされた。

会員増強検討WGでは、単位会における会員増強活動の実施状況等に関するアンケートを9月下旬に依頼し、現在取りまとめているところである。また、建築士事務所の業務環境

改善WGでは、働き方改革に関するアンケートを会員事務所を対象にWeb形式で実施、974件の回答があり、働き方改革の取組事例集の作成に向けて準備を進めているところである。

協議の結果、常任理事会へ状況等報告することとした。

(11) 財務に関するアンケートの実施について

白井委員長及び事務局より、資料11によって、単位会の財務に関するアンケート（試案）について説明がなされた。

このアンケートを基に、各会の財務管理方法や財務状況並びにこれらに関する課題への取り組みを把握し、これからの財政運営を検討していきたい。また、調査結果は、単位会の財務検討の一助となるよう、単位会にフィードバックする予定としている。

協議の結果、各委員は、アンケートの内容等に意見があれば、11月14日（木）正午までに申し出ることとした。

委員会開催予定

令和2年2月26日（水）13:30～16:30（Web会議）

5月19日（火）13:30～16:30（Web会議）

（配布資料）

第5回議事概要

資料1-1、1-2：令和元年度上半期事業報告及び決算報告について

資料2：令和元年度業務・技術に係る追加事業について

資料3：令和2・3年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

資料4：賠償責任保険の改定について

資料5：第43回建築士事務所全国大会（福島大会）について

資料6：青年話創会2019（福島大会）について

資料7：建築士事務所全国大会の日事連の運営費負担等について

資料8：財政検討について

資料9：青年WGからの提言等について

資料10-1、10-2:会員増強及び働き方改革に関するアンケートの回答状況について
資料11:財務に関するアンケートの実施について

■第4回教育・情報委員会（Web会議）議事概要

日時 令和元年9月18日（水）13:30～16:00

場所 日事連会議室（庄司委員長、事務局）

所属単位会事務局

（舟幡副委員長、赤坂委員、山崎委員、石井委員、寺前委員、内田委員、堂田副会長）

委員事務所（坂本委員）

出席者 委員長 庄司雅美

副委員長 舟幡 健

委員 赤坂忠美、山崎良知、石井好治、寺前則彦、坂本拓三、内田信介

担当副会長 堂田重明

事務局 居谷、前田、鈴木、東小川

配付資料

資料1-1 : 法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）の実施状況等について

資料1-1-1 : 令和元年度「管理建築士講習」実施計画・実施結果

資料1-1-2 : 令和元年度「建築士定期講習」実施計画・実施結果

資料1-2 : 管理建築士講習について

資料2-1 : 令和元年度「管理研修会」実施計画・実施結果

資料2-2 : 「管理研修会」国交省への義務付けの要請文書

資料3-1 : 「J I I M A講習会」開催について

資料3-2 : 日本膜構造協会との令和元年度「見学会・講習会」の予定

資料4 : 講習会Web受付システムについて

資料5 : 令和元年度上半期事業報告（案）

議事

1. 法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）について
（1）実施状況について

○事務局から法定講習の実施状況等について以下のとおり報告した。（資料1-1、1-1-1、1-1-2）

・管理建築士講習の受講者数は9月13日現在、事務所協会373名、（公財）建築技術教育普及センター（以下、建築教育センター）直轄の臨時講習で118名であった。平成24年度以降開催していなかった徳島会が、今年度から事務所登録機関となったこともあり、2月に実施の予定。

・建築士定期講習の第1期の受講者数は、事務所協会3,717名、士会3,218名であった（9月13日までの事務所協会受講者数は6,014名）。インセンティブについては、今年度の申込者数が3カ年前の修了者数26,096名の95%である24,792名を超えると、1名あたりプラス80円、100%を超えればプラス160円になる。なお、8月30日現在の申込者数は15,021名。また、平成28年度の建築教育センターの定期講習修了者のうち9月末時点で申込みしていない者を対象に、建築教育センターから受講促進のはがきを10月下旬に送付し、それでも申し込みがない場合には、さらに1月下旬に送付予定。

（2）小規模開催調整費について

○事務局から管理建築士講習の小規模開催調整費について以下のとおり報告した。（資料1-2）

・他の講習団体が受講料を値上げしたことを踏まえ、事務所協会の開催を増やしたい。現在、開催していない単位会にも開催を依頼したいと考えている。

・開催していない理由を問うところ「受講者は急を要しており、日時を設定して開催することが難しい」、「手間がかかる上に、小規模開催調整費を負担しなければならない」、「受講者が特定できず、人が集められない」等の回答があった。

・開催に積極的になってもらうためには、「建築教育センターに小規模開催調整費の廃止を要望する」、「小規模講習の回数を重ねて、事務所協会で開催していることを認識してもらう」な

どが考えられる。

- ・事務局から建築教育センターに小規模開催調整費の廃止を要望したが、受け入れられなかった。

○委員等からは以下のとおり意見等があった。

- ・庄司委員長：修了者数の全体の推移はどうか。
→全体の修了者数は公表されていないが、建築教育センターと総合資格を合わせた数は、平成27年度：4,506名、平成28年度：4,450名、平成29年度4,475名、平成30年度3,875名。なお、これ以前は不明（事務局）。
- ・堂田副会長：富山会では、リスク管理のためにも管理建築士講習を複数人が受講するようPRしている。
- ・坂本委員・寺前委員・内田委員（受講数の見込めない単位会）：母数が少ないので開催は厳しい。県内を移動するよりも、近隣の都道府県を案内する方が得策。
- ・寺前委員：小規模開催調整費をなくせば、受講者数が見込めるということか。
→受講者数が増えるというわけではなく、単位会に積極的に開催してもらえるのではないかと（事務局）。
- ・庄司委員長：小規模で開催せざるを得ない単位会には手厚く助成してほしいところだが逆に調整費を取られているため、せめて調整費をなくすよう委員会として要望したい。
- ・居谷：管理建築士講習は全体の規模が小さいため、建築教育センターも儲かってはいない。小規模開催調整費を見直す代わりに、他の単位会の委託費を削って全体で考えるということになるのではないかと。
- ・石井委員：資料2ページの表を見ると、全体的に他講習団体の方が受講者が多いが、逆に事務所協会の受講者が多い北海道会や大阪会などは、なぜ多くなっているのか。事務局で調査して情報提供してほしい。
→複数回開催しているため。北海道会では、新規事務所登録手続き時に管理建築士講習を北海道会で受講するよう案内している（庄司委員長）。
→北海道会（6回）、宮城会（6回）、大阪会（11回）とも複数回開催している。石井委員の指摘に該当する単位会は7

会。富山会（2回）、京都府（3回）、広島会（4回）、福岡会（2回、他に建築教育センターの臨時講習が7回）、いずれも複数回開催している（事務局）。

- ・庄司委員長：1年間に新規登録する事務所の数を把握し示したうえで、「委員会として、開催していない単位会には開催を要請する。開催している単位会には、対象者が少なくとも継続して開催を要請する」スタンスで進めたい。
→新規登録の事務所数は、総務・財務委員会で行ったアンケートに載せた（別紙参照）。また受講者数が比較的多い時期は、登録に関係して2～3月、異動に関係して4～5月に多い傾向とのこと（事務局）。
- ・居谷：現在の登録事務所数が約102,000、管理建築士講習の年間の受講者数が4,000弱ということを見ると、約25年で更新していることになり、これから大幅に受講者が減ることもないと考えられる。

2. 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」について

（1）実施状況について

○事務局から管理研修会の実施状況等について以下のとおり報告した。（資料2-1）

- ・10月後半から本格的に開催される。今年度これまでに茨城会、滋賀会で開催。また近々、秋田会、長野会で開催予定。
- ・講習日「未定」の単位会は、おそらく開催見送り。
- ・「DVD講習であれば開催可」という声を聞く。対面講習を原則としているが、今後も開催しない単位会が増えるようであればDVD講習も検討しなくてはならないかと。

（2）受講促進施策、要望書について

○事務局から要望書について以下のとおり報告した。

（資料2-2）

- ・顧問弁護士でもある秋野卓生理事に管理研修会の受講義務づけに関する文書を作成してもらった。本委員会委員にも事前に確認済み。

○委員等からは以下のとおり意見等があった。

- ・庄司委員長：国交省の義務づけが難しいことは承知している

が、国交省、各都道府県にも提出して全国的に働きかけたい。
正副会長会、常任理事会の承認を得て、国交大臣、都道府県知事に対して要望していく。

- ・庄司委員長：6月5日の理事会で省エネ法の改正について資料が配布されたため、研修会でも追加資料として配布してほしい。

→国交省にパンフレット作成の予定がないことを確認後、10月21日送付済み（事務局）。

- ・居谷：四号建物の設計図書保存については、国交省でパンフレット作成中。完成し次第、単位会へ配布する予定。

3. 他団体との研修の協力開催等の実施状況及び企画推進について

（1）設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン普及促進WGの報告

○事務局から「設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン普及促進WG」について以下のとおり報告した。（資料3-1）

- ・8月22日に講習会の開催依頼と、開催の有無の回答を求める文書を単位会に送付した。
- ・講習会の名称、テキストのタイトルは検討中。
- ・テキストは9月20日頃に校正が出る。撮影日は未定。
- ・開催の有無についての回答は、「実施する」が27単位会、「実施しない」が6単位会、「未定」が13単位会。

（2）その他の研修会について

○事務局からその他の研修会について以下のとおり報告した。（資料3-2）

- ・（一社）日本膜構造協会から、今年度の「見学会・講習会」について打診があり、「一般向け（単位会など向け）と（膜協の）会員向けを合体して開催しても良いか」、「CPD認定プログラムとして開催する必要があるか」との問い合わせがあった。

○委員等からは以下のとおり意見等があった。

- ・一般向けと会員向けは合体しても構わないが、参加費は無料であればそれに越したことはない。CPDはあった方がよい。

- ・「周知・実施協力は厭わないが、特殊構造のため遠方に交通費をかけてまで参加することが難しい。参加しやすい企画を立ててほしい」という意見を膜協に伝える。

4. 講習会Web受付システムについて

○事務局から講習会Web受付システムについて以下のとおり報告した。（資料4）

- ・現在の参加・運用状況は、32単位会が参加、うち11単位会が電子決済の設定済み、18単位会が運用済み。
- ・今年度前半の「既存住宅状況調査技術者講習」で開催した13単位会中7単位会がシステムを利用。Web申込率は約35%、システムを利用した会場に限ると50%強。電子決済の運用は2単位会、合計8件。

- ・今後の予定について

- ①「設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン普及促進のための講習会」で、参加の単位会の拡大を図る。
- ②「適合証明技術者業務講習」での利用を想定し、機能の整備と追加を進める。
- ③個別対応が必要な「管理研修会」で試用を開始する（大阪会）。
- ④単位会独自講習で運用する場合の手数料を検討する。

5. 令和元年度上半期事業報告の確認について

○事務局から上半期の事業報告について説明し、確認した。（資料5）

○委員等からは以下のとおり意見等があった。

- ・庄司委員長：（1）の管理研修会の項目には、省エネや四号建物について「最新情報を提供した」と加える。

6. その他

- ・次回委員会は令和2年2月4日（火）13:30～16:00にWeb会議で開催することとした。

■第4回広報・渉外委員会議事概要

日時 令和元年10月29日（火）14:00～16:00
場所 所属単位会事務局

(Web会議にて参加する委員等・担当副会長)
日事連会議室(委員長・事務局)
出席者 委員長 南孝雄
副委員長 小河節郎
委員 堀井勝典、青山貴仁、櫻井哲男、岡野政治、
山田暁、檀本雅彦
事務局 前田、鈴木、三浦、安藤
欠席者 担当副会長 戸田和孝

<配付資料>

資料1 : 令和元年度上半期事業報告(案)
資料2 : 令和2年度日事連建築賞募集要項等について
資料3 : 共同要望運動の実施について
資料4 : 建築士事務所キャンペーン事業について
資料5-1 : 令和元年度台割表
資料5-2 : 10・11月号「建築士の休日」
9月号「建築士事務所の災害対策」
都道府県・単位会<必要最低限やるべきこと>(命の
パスポート)収集のお願い
資料6 : シンボルマークと文字の組み合わせ デザインガイド
作成について

議 事

1. 令和元年度上半期事業報告について
事務局から令和元年度上半期事業報告(案)について説明がなされ、原案の通り承認された。(資料1)
2. 令和2年度日事連建築賞募集要項等について
事務局から令和2年度日事連建築賞募集要項について説明がなされ、協議した。(資料2)
○例年の必須変更項目、事務的表現の変更および審査委員を一部変更するほか、例年通りのスケジュールで選考を行った場合、最終選考委員会の日程を含む現地審査期間の一部が東京オリンピック開催期間と重なるため、大規模な人の移動を避ける観点から選考日程を早めたい。

<令和2年度日事連建築賞実施スケジュール(案)>

1月上旬 募集開始
(会誌『日事連』1月号に募集チラシを掲載)
4/3 応募者から単位会への応募締切
5/8 単位会から日事連への応募締切
5月中旬 第1回選考委員会
5月末～ 現地審査
7月中旬 第2回選考委員会

○度々寄せられる特定共同企業体(JV)の応募に関する問い合わせや意見等についての対応方法。

<問い合わせ内容等>

- ・応募資格として、代表者が単位会会員(応募時点で単位会会員でない者は選考された後の入会を条件に応募可能)であることを募集要項に明記しているが、「代表者」というのはJVの代表者か、もしくは複数ある企業のうち応募する事務所を代表者とするのか、どちらか。

◇現在の対応/JVの代表者ではなく、応募する事務所の代表者としている

- ・全ての事務所が会員である必要があるのか。

◇現在の対応/1事務所が会員であればその会員が所属単位会へ応募することで応募可能

- ・応募に際して実際に行った業務の割合を規定する必要があるのではないかと。(ほとんど業務をしていない場合は応募を規制すべきではないか)

◇現在の対応/業務割合については事務局で確認することが難しいため、規定していない

協議の結果、実施スケジュールについては東京オリンピックを考慮して、案の通り日程を早めることとした。また、特定共同企業体(JV)の応募については、現在の対応とし、募集要項の変更は行わないこととした。

3. 共同要望運動の実施について

事務局から令和2年度共同要望運動の実施について説明がなされ、協議した。(資料3)

平成30年度から2つの時期(早期/通常期)から単位会が選択

して実施することとなったため、次回の広報・渉外委員会にて共同要望書(案)を作成し、3月5日に行われる常任理事会に提案する。今年度の共同要望書作成時に挙げられた意見等で、引き続き検討していくこととした内容について検討する。

○賠償責任保険について

令和元年度共同要望書（骨子）

建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件としていただくよう要望いたします。

<単位会から挙げられた意見>

- ・賠償責任保険の加入率が低いと、入札時の条件とするには強すぎるのではないかと。
- ・入札の条件とするのではなく、指名願の評価に加点してもらうよう要望してはどうか。

<委員の意見>

- ・事故が起きた際の責任を持つためには賠償責任保険に加入することは当然のことであり、日事連の賠償責任保険加入者だけでもリスト化して行政に要望していくことは意味があるのではないかと。
- ・共同要望していくことで、会員が賠償責任保険に加入する動機付けになるのではないかと。
- ・共同要望していくことで、他団体と差別化することができ、行政に対して事務所協会をアピールできるのではないかと。
- ・加入率が低いと、共同要望していくことは厳しいのではないかと。
- ・まずは会員に向けて加入を促進し、加入者を増やす必要があるため、現時点で共同要望書の項目に入れることは適さないのではないかと。

協議の結果、次回の委員会までに各委員から共同要望に対する変更等の意見を挙げてもらい、その意見を踏まえて次回の委員会では令和2年度共同要望書(案)を作成することとした。意見の取りまとめ期限等については、後日事務局より改めて通知する。

○レイアウトについて

<単位会から挙げられた意見>

- ・「要望項目」を絞り込むと同時に、「骨子」「項目内容」とも一層簡潔な文章（箇条書き）にまとめる必要があるのではないかと。
- ・要望先は表紙に記載する方がよい。

<委員の意見>

- ・文章が長文であるため、実際に行政へ要望する際に全てを読み上げることができない。
- ・簡潔にまとめるか、要点を赤にするなど、見やすくする工夫が必要ではないかと。
- ・文章が長文であるため、行政になかなか目を通してもらえない。
- ・共同要望書は長文であるため、単位会独自の要望書で要望内容の絞り込みを行い、行政に説明している。
- ・要望先に話を聞いてもらえるよう簡潔な文章とすべきではないかと。
- ・共同要望書には骨子のみ掲載し、文章は手持ち資料として別で作成してはどうか。
- ・骨子のみ最初の1ページ目に掲載し、重複するが詳細として骨子とその説明文を2ページ目以降に掲載してはどうか。
- ・共同要望書の冊子に要望先を手書きで記載するのではなく、印字できるようにすべきではないかと。

⇒共同要望書をA3の中折1枚で作成することにより、単位会にて対応が可能になるのではないかと

協議の結果、来年度の共同要望書は、A3の中折1枚で作成する方針とした。後日、4つの要望項目の骨子のみを見開き2ページで掲載した共同要望書(案)を事務局で作成し、委員にメールで送信。次回委員会にて再度検討することとした。

その他、以下の方針で検討することとした。

- ・骨子の説明文は手持ち資料にできるよう共同要望書とは別で作成し単位会に提供する。
- ・地域の実情に合わせて要望項目を削除したい場合は、骨子を削除したPDFデータを日事連で作成し、単位会に提供する。
(骨子を削除した冊子は作成しない)

4. 建築士事務所キャンペーン事業について

事務局から建築士事務所キャンペーン事業の実施について説明がなされ、協議した。（資料4）

令和元年度については6月10付で単位会宛に実施依頼をしたところである。令和2年度に向けて実施要項（案）を作成し、5月に開催する常任理事会に提案する。

○国土交通省の後援名義申請について

例年7月頃に、国土交通省へ後援名義申請を行っており、それまでに開催日時や会場が確定していない場合でも後援名義の申請をすることができた。しかし、今年度より国土交通省の対応が変わり、申請時に開催日時および会場が確定している行事に限り後援名義申請を受け付けることとなった。また、行事の主体については、日事連を主催とする（単位会は共催）もしくは日事連と単位会の主催とすることが求められた。

＜令和元年度の対応＞

国土交通省の後援名義の使用を希望する単位会には、開催日時および会場が確定していない行事は申請できないことおよび行事の主体について説明を行い、国土交通省へ提出する行事リストを精査のうえ再度申請し、承認を得た。

＜補足説明＞

現状として、国土交通省の後援名義については不要としている単位会が多い。また、単位会から国土交通省地方整備局に直接後援名義の使用申請をすることもできる。（単位会から国土交通省に直接後援名義の申請をすることはできない）

協議の結果、国土交通省の後援名義申請については次回以降の広報・渉外委員会にて引き続き検討することとした。また、来年度の建築士事務所キャンペーンの配布資料については、新たに作成するのではなく、今年度使用した4種類の資料を引き続き使用することとした。

5. 会誌編集専門委員会報告

事務局から会誌編集専門委員会の報告がなされた。（資料5－1、5－2）

○6月号から4号にわたり、福島会会員の寄稿により「訪ねてみたい街ガイド」を掲載し、福島の見どころを紹介した。12月号では全国大会（福島大会）大会式典前後に行われたエ

キスカーションの報告および全国大会の運営に携わった福島会会員による感想などを掲載する。

○前回の広報・渉外委員会で「建築士の休日」の執筆依頼をしたところ、堀井委員および青山委員の協力により、10月号・11月号で記事を掲載することができた。他の委員においても任期中に自身または所属する単位会会員に執筆してもらうよう再度依頼がなされた。

○本年7月号より災害対策特別委員会による連載を開始し、9月号にて静岡県の「命のパスポート」を掲載したところ会誌編集専門委員より他の都道府県のものも集めて紹介してはどうかとの提案がなされた。自身の県や市などで同様のものを作成している場合は、事務局に情報提供の依頼がなされた。

6. シンボルマークと文字の組み合わせ デザインガイド作成について

事務局からシンボルマークと文字の組み合わせデザインガイド作成について、以下の説明がなされた。（資料6）

ホームページや出版物等で日事連のシンボルマークを使用しているが、シンボルマークと団体名の組み合わせ表記については特に規定がなかった。今後デザインガイドを作成し適用していくことで、統一感を持たせたい。

協議の結果、事務局でデザインガイド（案）を作成し、次回以降の広報・渉外委員会にて検討することとした。

7. その他

・次回日程 2月18日（火）

14：00～16：00（日事連会議室）

■会誌編集専門委員会 議事概要

日 時 令和元年11月19日（火）14：00～16：25

場 所 所属単位会事務局等

（千葉会、静岡会、大阪会、熊本会の委員等）

日事連会議室

（東京会・神奈川会の委員等 ジェイクリエイト 事務局）

出席者 委員長 小泉厚

委 員 宇塚幸生、鈴鹿美徳、須田正美、渋谷美樹、三谷滋伸

広報・渉外委員長 南孝雄

オブザーバー (株)ジェイクリエイト - 城市奈那

事務局 前田、三浦、安藤

欠席者 副委員長 丸川眞太郎

<配布資料>

資料1：12月号台割

資料2：1月号・2月号・3月号台割

資料3：特集提案（宇塚委員、小泉委員長、ジェイクリエイト）

資料4：検討事項

参 考：令和元年度・令和2年度 年間台割表

議 事

1. 前回委員会以降発行の会誌（10・11月号）の掲載内容についての意見交換

<10月号>

○特集について

- ・優秀賞・奨励賞も図面があるとよかったが、ページに限りがあるため難しいとも思った。
- ・単位会主催の建築賞・コンクールは、受賞作品の説明文が無く作品そのものの良さは伝わりにくかったが、全国での取り組みがわかってよい。

<11月号>

○特集について

- ・タイルの歴史がよく理解でき、掲載写真も良かった。
- ・タイルメーカーの施工例は1社で4ページは多いと感じたため、2社取り上げたほうがよかったのではないかと。
- ・会員寄稿は見開き2ページの写真集スタイルであったが、このように会員が気軽に投稿できる機会があると寄稿しやすくなるのではないかと。
- ・会員寄稿の写真が全体的に暗かった。

○その他連載記事等について

- ・「BIMで変わる、BIMで変える」は、内容がやや難しく、理解しにくい。

- ・「建築士事務所の災害対策」は、実際の体験に基づいた記事であり勉強になった。

- ・「景観・まちづくり地域探訪」は、内容の濃い記事であった。

2. 12月号の編集報告

ジェイクリエイトおよび事務局から、12月号の編集報告について以下のとおり説明がなされ、確認した。（資料1）

- ・特集は「第43回建築士事務所全国大会（福島大会）」大会プログラム、座談会（第1部・第2部）、式典挨拶、青年話創会等を掲載した他、福島会員の寄稿によるエキスカレーションの報告および全国大会の感想を掲載した。
- ・表紙は日事連会長賞を受賞した「父母の家」
- ・連載として、埼玉会会員による「建築士の休日」、「日事連建築賞受賞事務所訪問」は日事連会長賞を受賞した松山建築設計室（父母の家）、構造技術専門委員会による「四号建築物の構造上の留意点」（前編）等を掲載した。

3. 1月号以降の特集等掲載内容の確認、検討

ジェイクリエイトおよび事務局から説明がなされ、協議した。

（資料2）

○1月号

◇第1特集は「近代建築の世界遺産」

ページ構成としては、最初に見開き2ページで近代建築世界遺産マップを掲載し、インタビュー記事（20世紀建築の世界遺産化）および執筆記事（フランク・ロイド・ライトの旧山邑邸、その保存への道のり）を掲載。最後にフランク・ロイド・ライトの建築をコラム形式で紹介する。

⇒協議の結果、表紙はヨドコウ迎賓館（外観）に決定した。

◇第2特集は「今年の抱負」（会員寄稿）

4つのテーマの中から選択してもらい原稿を募集したところ、15件の寄稿があった。

◇連載として、東京会会員による「建築士の休日」、「日事連建築賞受賞事務所訪問」では優秀賞を受賞した渡辺隆建築設計事務所（磐田卓球場 ラリーナ）、災害対策5回目、BIM5回目等を掲載する他、令和2年度日事連建築賞の募集

案内を掲載する。

○2月号

◇特集は「もう一度学び直す西洋建築史」

西洋建築史の流れや特徴およびウィトルウィウスの「建築十書」を解説する。特集の最後に、記事に出てくる建築や歴史の用語解説を掲載する。

◇連載として、「令和元年度日事連建築賞受賞事務所訪問」では優秀賞を受賞した向山徹建築設計事務所（岩国のアトリエ）、青年話創会レポート、災害対策6回目等を掲載する他BIMと情報環境WGで実施したアンケート結果の抜粋を掲載予定。また、以前にも掲載した受賞の広告掲載の打診があったため、掲載する方向で調整中。

○3月号

◇特集は「もう一度学び直す日本建築史」

日本建築史を概説し、京都や奈良の建築について解説する。特集の最後に、記事に出てくる建築や歴史の用語解説を掲載する。

◇連載として、令和元年度日事連建築賞受賞事務所訪問BIM6回目、災害対策7回目、青年話創会レポート等を掲載予定。

4. 連載・特集企画等の検討

宇塚委員、小泉委員長およびジェイクリエイトから説明がなされ協議した。（資料3）

○私は二刀流（宇塚委員）

建築士資格にプラスαの資格を取得し活躍している個人や建築士事務所を紹介する。

<意見等>

- ・建築士としてどのような社会活動ができるのか知りたい。（JICA）
- ・応急危険度判定士など建築士だからこそできるボランティア活動を紹介してはどうか。
- ・若手会員は建築士の仕事だけで将来生計を立てていくことができるか不安に思っている者が多い。建築士の仕事をしながら他分野でも活躍している事例を紹介できると、若手会員の興味

を引くのではないかと。

- ・特集の最初にインタビュー記事を掲載し、その後、事例を複数紹介してはどうか。

○建築ストックの活用（小泉委員長）

既存ストックの活用について、事例や法規制への適合方法などを掲載する。

<意見等>

- ・特集で1回限りで終わるのではなく、連載として継続的に様々な事例を紹介してはどうか。
- ・設計者に活用例を紹介してもらった方がよいのではないかと。
⇒デベロッパーやオーナーとの関係があるため、改修前の状態や設計の裏話は紹介しにくいのではないかと。

○建築素材のリサイクル（ジェイクリエイト）

建築素材のリサイクル状況を解説し、リサイクル建材を活用した事例を紹介する。

<意見等>

- ・先進的な取り組みを紹介できると会員の興味を引くのではないかと。

○地形図の読み方（ジェイクリエイト）

ハザードマップの役割や読み方を解説し、ソフトウェアを使った災害対策の事例を紹介する。

<意見等>

- ・近年災害が頻発しており実務にも関わるため、早い時期に特集で取り上げた方がよいのではないかと。

協議の結果、4月号は「地形図の読み方」、5月号は「私は二刀流」、6月号は「建築素材のリサイクル」を取り上げることとし、7月号はオリンピック関係の特集を検討する。「私は二刀流」は、インタビューや執筆の適任者が見つからなかった場合、再度委員会での協議することとした。

5. その他

○検討事項（資料4）

1) 「美術館・博物館巡り」の寄稿について

海外にある美術館・博物館の紹介および会員外からの寄稿2件の掲載について、宇塚委員および事務局から説明がなされ

れ、協議した。

<意見等>

- ・海外の美術館・博物館を取り上げることで今後の寄稿が増えるのではないかな。
- ・魅力ある美術館であれば会員外からの寄稿でもよいのではないかな。

協議の結果、今後は海外の美術館・博物館も紹介していくこととした。会員外からの寄稿については1件（北野美術館戸隠館）のみ寄稿依頼をすることとし、もう1件（横山大観記念館）は委員より東京会会員に寄稿を打診してもらうこととした。会員外からの寄稿については今後も提案が上がった時に、その都度、委員会内で掲載の可否を協議・検討していくこととした。

2) 「BOOK REVIEW」について

雑誌の紹介について事務局から説明がなされ、協議の結果今回は創刊号のみ紹介することとした。今後も提案が上がった時に、その都度、委員会内で掲載の可否を協議・検討していくこととした。

3) 「編集後記」について

文字サイズの変更について事務局から説明がなされ、協議の結果、フォントは11Qから12Qに上げて、文字数は500字程度を上限にすることとした。レイアウトについては従来のものから変更せず、1月号からフォントサイズを変更する。

○次回日程 1月28日（火）

15:00～17:00（日事連会議室）

■第5回法制度対応特別委員会（Web会議）議事概要

日時 令和元年11月22日（金）10:00～12:00

場所 日事連会議室（児玉委員長、白井委員、宮原委員、黒木委員、事務局）

所属単位会事務局（栗原委員、西川委員、戸田委員）

出席者 委員長 児玉耕二

委員 栗原信幸、白井勇、宮原浩輔、黒木正郎、西川英治、戸田和孝

事務局 居谷、前田、伊東、松谷、永井、吉田

議 事

委員長より、議題1から4については報告事項として、さらに議題5については前回から引き続き、今回もディスカッションを行いたいとの説明があった。

(1) CM方式検討会のその後について

事務局より、資料1によって次の説明がなされた。

- ・この資料は設計三会でCM方式を含めた契約約款等についてまとめた内容で、建築の場合、必要資格は一級建築士のみから、一級建築士+CM業務に足る資格研修等とするよう意見を出した。
- ・契約約款（案）に著作権に関わるものが含まれているが、その後の検討にて著作権条項は一切削除される予定である。
- ・具体的な業務内容は仕様書にて規定される。現段階では、土木と建築で内容は変わらないという意見が出ているため、今後も検討を続ける。

委員等より、以下の発言がなされた。

- ・建築三会からは土木とは別に検討してほしいという意見を出したが、その意見は強く否定されている。詳細な役割分担表の議論は次回に行われることになっている。

その後の検討会の進展では、12月10日に建築分科会が開催され、議事は次のとおりである。

①契約約款の検討（これまで、各分科会での検討を踏まえた全体としての検討）を行い、

- ・約款としては一本化する方向。（著作権等の条項が抜けて、大きな違いはなくなり、部分的な差異については、条項の削除、追記等に対応）
- ・基本計画等については、CM業務として含まない。
- ・CM業務は、約款ではなく、仕様書で規定する。
- ・そのほか、改正民法対応、公共約款関係との整合性等からの整理。

②登録制度について 資料をもとに長期的な検討を行うとして説明。

各団体、委員から、資格要件など多様な意見、今回特に方向性等はまとまらず。

(2) 建築士事務所の図書保存の制度の見直しについて（建築士法施行規則第21条関係）

事務局より、資料2によって次の説明がなされた。

- ・図書保存に係る改正案についてはパブリックコメント時と大幅に変更されている。保存しなければならない図書についてはパンフレットに列記し、周知される予定である。

委員等より、以下の発言がなされた。

- ・日事連から単位会への周知を丁寧に行ってほしい。
- ・来年、単位会において図書保存の義務についての講習会が開催される予定である。

(3) 「品確法基本方針」等の一部変更について

事務局より、資料3によって次の説明がなされた。

- ・運用指針については12月にとりまとめられる予定であり、それに合わせて意見及び要望を出していく。また、11月26日に国交省と設計三会との意見交換を行う予定である。委員等より、以下の発言がなされた。
- ・設計も含めた調査等の品質についての記述が少ないように思われる。設計の品質を保つ条項はどうなっているのか。—資料7ページ以降「指針Ⅱ－2業務」が新設された部分である。
- ・下線箇所はすべて追加された内容であり、設計に特化しているわけではないがかなり書き込まれている。具体的な提案でないとこれ以上の追加は難しいであろう。
- ・追加の要望として、資料8ページ（業務の内容に応じた技術提案の評価内容の設定）に、プロポーザル方式における技術的要件の評価には価格要素は考慮しないことを明記してほしい。
- 本要望については、26日の意見交換会の際に発言してみる。
- ・12月2日までに各団体から意見を提出する予定としており、その前に11月26日の意見交換会を行う。その後、文書で国交省に意見を提出し、年内もしくは年明けに公表する

予定とされている。

- ・設計を含む業務についての公共団体の契約状況調査を国交省が行う予定である。最低価格設定状況等が明らかにされるであろう。

(4) 意匠法改正のその後について

事務局及び委員長より、資料4によって次の説明がなされた。

- ・住宅を含めて広く様々なものが出願対象ではあるが、具体的にどのようなものが登録されていくのかは見えにくいところがある。出願にはそれなりの費用も発生するため、出願者がどういうところにメリットを感じるかが一つのポイントとなる。登録状況の検索方法についても、今後の成り行きを見守るべきところがある。前回の意見交換会において、審査の中に建築の専門家を入れてもらうよう要望したところではあるが、特許庁からはこの要望には応えられないとの回答があった。特許庁の職員がやるということである。

委員等より、以下の発言がなされた。

- ・著作権とは似て非なるものであり、著作権は作成者に根源的に帰属する権利である一方で、意匠権については登録に基づく権利である。意匠権は産業上有効である者のための権利で、特許庁が登録して初めて権利が発生する。
- ・現段階では我々が懸念しているような状況にはならないと推測している。今後悪影響が生じる状況になるようであれば要望等改善を求めていくこととしたい。

(5) 業法に向けた課題について

委員長より、11月20日開催の常任理事会において教育・情報委員会から、「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の知事指定や受講義務が曖昧なため、建築士事務所の登録更新時に受講を義務付けるよう国交省に要望することが提案され、理事会に諮ることとなった、との報告がなされた。

事務局より、資料5によって次の説明がなされた。

- ・更新制がある国家資格をリストアップした。
- 委員等より、以下の発言がなされた。

- ・開設者と資格の問題については、医療法と医師法の関係が似ている。かつては医師でなければ医療法人の開設者になれなかったが、条件が合えば医師でなくても開設者となれるようになった。
- ・日弁連と三会とで議論した際、日弁連側は建築士でなければ開設者となれないと思い込んでおり、話が噛み合わなかった。建築士でなくとも開設者となれることは世間には理解されていない。
- ・建築士ではなくても開設者となれるようになったのは、士法成立時の社会情勢として、職業選択の自由、建築士事務所の不足等が背景にあった。士法改正により開設者を建築士に限定するには立法事実が必要とされ、実現できなかった。さらに、独立法として事務所法の成立を目指したが、他の二会の賛同を得られなかった。
- ・建築士事務所は管理建築士と開設者のセットで開設できるという感覚があり、すべての責務を管理建築士に求めるのは問題がある。
- ・開設者の責務のなかで、開設者が有資格者でないと果たせない部分はあるのか。
一技術者の管理等や契約、外注に係る意見等、技術的な項目である。
- ・弁護士法と近い形の取扱いとし、建築士法の中に建築士事務所法人を位置づけることが一つの方策ではないか。
- ・建設業の場合は、経營業務の管理責任者と専任技術者を置かなければならない。
- ・開設者に対する受講の義務化は可能であろうが、その資質を求めることは難しい。管理建築士の権限強化をどのようにしていくかが課題である。
- ・J I Aは以前から検討してきており、本会の主張に資する資料があるのではないかと。
- ・開設者に建築士資格等の要件を求めると、建築士事務所は減少するだろう。塗装業や左官業を営みながら建築士事務所も併せて営むところが多くある。事務所協会としては、開設者に過重なものを求めることには慎重な対応が必要である。

- ・大企業は各支店に管理建築士を置いて事務所登録をしておき、開設者は代表者というのが実情である。
- ・管理建築士に権限がなく、機能していないのが現状である。管理建築士に独立性を持たせると困る人がいるのか。
- ・事務所協会の運営としては、兼業事務所は整理したほうがよいとの議論もできる。名目だけ建築士事務所を開設しているのであれば、専業と分けて考えてもよいのではないかと。
- ・事務所協会の会員でない建築士事務所が減少することは、組織率向上に繋がる。
- ・不動産業等が建築士事務所を開設していれば、建築士事務所の独立性が高まり、レオパレスのような問題を未然に防げるのではないかと。
- ・開設者に倫理観を持たせることが大事なことから、管理研修会の受講を義務付けるような方向がよいのではないかと。
- ・小規模専業事務所であれば開設者と管理建築士が同一の傾向にあるが、同一でない兼業事務所や大規模事務所における問題を拾い上げ、その解決策について考えるべきである。
- ・すべての最終責任は開設者にあるとし、社会的責任が代表者にあるというのが社会のコンセンサスである。レオパレス問題では管理建築士ばかりが責められる状況となったが、開設者の責務をもっと厳格化して、不祥事の際は開設者が責任を問われるべきであり、そのようにしなければ不祥事は減らない。開設者は有資格者とするのが難しいのであれば、開設者の責任とすべきである。
- ・開設者の責務と管理建築士の役割を明確にし、双方がそれを十分に認識することが重要である。レオパレス問題で社会的注目を浴びた状況である今こそ、管理建築士講習の定期化と管理研修会を義務化もしくは準義務化していくターニングポイントにあると思う。
- ・問題等が起きた際の損害賠償は開設者の責務であり、技術的なところは管理建築士の責任が問われるという形で明確に整理すべきである。開設者による圧力で管理建築士が不正を行った場合が問題となるが、当該内容について研究し、文章で表現・整理できるとよい。開設者は経営者であり、管理建築

士は従業員であることが多い。裁判になれば開設者が責任を取るようになる。

- ・大規模事務所や兼業事務所の場合にどうすべきかといった整理が必要であり、次回委員会にて当該内容について議論したい。業法の実現は強制加入や会員増強に結びつくこととなるため、今後は開設者の責務と管理建築士の役割についてまとめていくこととしたい。
- ・本委員会にてとりまとめる方向性としては、「業法の制定を目指す」ことに拘らず、まずはこれまでの積み残し課題の解決とその他の新たに解決すべき具体的項目について議論して進めていきたい。

委員長より、事務局に対し、次回委員会に向けて資格一覧資料を再整理するよう指示がなされた。

次回開催予定

2月26日（水）

10:00～12:00（Web会議）

（配付資料）

- 資料1 CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会
第2回分科会（建築）
- 資料2 建築士事務所の図書保存に係る改正の概要
- 資料3 「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」の一部変更について
発注関係事務の運用に関する指針
- 資料4 特許法等の一部を改正する法律の概要
- 資料5 主な国家資格等一覧

■第6回災害対策特別委員会（Web会議）議事概要

日時 令和元年10月17日（木） 14:00～16:00

場所 日事連会議室

（佐野委員長、児玉委員、南委員、事務局）

所属単位会事務局（渡邊委員、山本委員、岩本委員）

委員事務所（伊藤委員）

出席者 委員長 佐野吉彦

委員 渡邊武、児玉耕二、山本康一郎、伊藤光洋、
岩本茂美、南孝雄

事務局 居谷、前田、鈴木、東小川

欠席者 委員 遠藤正幸

配付資料

資料1：水害被害に関する記事

資料2：会誌11月号 建築士事務所の災害対策記事

資料3：令和元年度上半期 災害対策に関する事業報告

参考：災害対策の連載構成案

議事

1. 台風19号の被害について

○渡邊委員から以下のとおり報告があった。

- ・10月16日現在の被災状況について、中通りは阿武隈川沿いに甚大な被害、浜通りは中小河川沿いに浸水被害、および浸水地域を中心に断水、また県内全域で道路分断。死者27名、住宅被害1,716棟（全壊8棟、半壊3棟、一部損壊159棟、床上浸水975棟、床下浸水571棟）。
- ・福島県では、被災世帯を対象に住宅を一時的な避難先として無償提供。県営住宅250戸、復興公営住宅150戸、また仮設住宅を調整中。
- ・福島会からは県に協力を申し入れ、回答待ちの状況。各支部で被災住宅相談会を早急に開催したい。
- ・復旧に向けての問題点は、畳、建具、内装、給排水、電気工事等の需要急増による大工、および左官等の職人不足。また道路被害により移動・流通が困難。
- ・隣接する宮城県、茨城県、栃木県も大きな被害を受けた。

○事務局から以下のとおり報告した。

- ・長野会では、事務局、職員、職員家族とも被害はなし。会員からの被害報告なし、全会員に対する調査はしていない。来週から県の要請で住宅相談を行う。また来年2

月の定期講習の会場が浸水し使用できなくなったため、会場を変更。

○佐野委員長から以下のとおり報告があった。（資料1）

- ・河川の決壊による土砂災害。
- ・武蔵小杉駅前のタワーマンションでは、地下に置いた電気系統に浸水したことで停電・断水。設計上の問題。
- ・新幹線の車両基地の冠水。立地の問題か、運用上、避難させておけばよかったか。
- ・ラグビーW杯の試合が予定されていた日産スタジアムでは、新横浜公園が遊水地となっており、またスタジアムもかさ上げされていたため被害・試合中止を免れた。

2. 「災害対策体制とルールづくり」について

○委員から以下のとおり意見があった。

- ・佐野委員長：緊急時のルールは作成済み。これをどう膨らませるか。最終的にマニュアルを作成したいが、画一的なものを作成しても、さまざまな災害に都度対応できない。会誌に、災害事例と対応をセットにして紹介する方が良いか。
- ・児玉委員：「地震の発災、その後の対応」はルール化できる。地震は前もって予測できないが、台風は事前に準備ができるため、台風19号の際、自社では前日に災害対策本部を立ち上げ、止水板の準備、災害対策用の備蓄食料を社員に配布するなど対応策を議論した。地震と台風は前提や想定される被害が異なるため、「できる対策をする」ことが重要。
- ・南委員：平成24年7月の九州北部豪雨の被害を受けて、GLを川底より高くするため、阿蘇地域の約200戸を曳家し、3年ほどかけて地盤を1～2mかさ上げして戻した。1戸あたり1,000万円以上の補助金が出た。ハザードマップ以外にも、設計の前段階で告知が必要なのではないか。
- ・渡邊委員：現・郡山市長が就任した際、戸建住宅の確認申請時に1～2tの貯水槽設置を義務づけて補助金を出す話があったが、実行はされていない。宅地の排水を

川へ放流するか、タンクに貯蔵するか、巨大な水槽を設けるか。

- ・伊藤委員：以前、近くの水路が頻繁にあふれるような地域で、学校のグラウンドに増築する仕事があり、浸透式の排水を採用した。山口市内のライフラインは30～50mm/hの想定でつくられているが、今は100mm/hの豪雨も多く、対応できないだろう。都市化が進み、これからは浸透式の排水を積極的に使っていくべきか。
- ・佐野委員長：輪中では、生活の場は低くても、蔵だけは高くしてあった。本当に大事なものは流されないが、量くらは水に浸かれば処分する、そういう住まい方もある。この辺り、連載で考察したい。

3. 「復旧復興のための技術支援のあり方」について

○委員等から以下のとおり意見があった。

- ・居谷：台風19号の水害では、単位会側からはプッシュ型支援の要請がない。県や市町村へ問い合わせている状況。日事連から単位会へ、できることはないか問い合わせた。
- ・佐野委員長：台風15号の停電は、放置樹木が一因で電線が断線したが、それが電柱の地中化につながるか、電力が途絶しても自活することを考えるか。
- ・児玉委員：都心ではまだしも、郊外になるとインフラの更新がうまくいっていないのではないかと。
- ・居谷：電力会社に頼りきりになるのではなく、太陽光発電や電気自動車などの活用できる電力を検討した計画が必要なのではないかと。
- ・児玉委員：東日本大震災では東京でも計画停電があり、電気とガスの両輪でという話があったが、いつの間にか立ち消えてしまった。
- ・居谷：特に東北地方はこれから寒くなるので、雪が降るまでに時間を見計らった対策が必要。中越地震も秋口に起こり、住宅の補修、仮設住宅の建設等、時間との勝負だった。

→次回委員会までに、議論となる情報を求む。

3. 会誌「日事連」の掲載企画について

○事務局から以下のとおり報告した。(資料2)

- ・11月号は南委員「熊本の取り組み 熊本地震の経験から」を掲載。12月号はページの都合上休載し、1月号は児玉委員「日事連・単位会事務局の災害対応」(1月15日締切)、2月号は渡邊委員「専門家としての災害対応 応急危険度判定など」(12月15日締切)、3月号は岩本委員「建築士事務所の危機管理」(1月15日締切)、4月号は伊藤委員「避難所と仮設住宅」(2月15日締切)を掲載予定。委員本人が執筆しない場合は、なぜその執筆者に依頼したかなどの前文を入れたい。(児玉委員の原稿が2号連載となったため、以降の掲載・締切をひと月先送りすることとした。(事務局))
- ・9月号で掲載した静岡県の「命のパスポート」が、会誌編集専門委員会で好評だったとのこと。これを受けて、他の地域でもこのような情報があれば、まとめて掲載する回があったらよいのではとのこと。

→広報・渉外委員会で収集し、その結果を知らせてもらうこととした。

○委員等から以下のとおり意見があった。

- ・佐野委員長:全国大会の青年話創会で災害対策に関する良い議論があったと聞いている。青年話創会のメンバーが若い世代の原稿をどこかで挟みたい。
- ・児玉委員:1号を青年話創会の災害対策に関する議論の報告としてはどうか。

→現在の連載予定が済んだ後、5月号に青年話創会、その後に山本委員執筆の予定で進めることとした。

4. 災害対策に関する令和元年度上半期事業報告

○事務局から上半期の事業報告について説明し、確認した。(資料3)

○委員等から以下のとおり意見があった。

- ・児玉委員:「大規模災害被災地に対する見舞金の支給基準」が中途半端になっているので、最終的な判断は正副

会長会に任せるとして、本委員会としてまとめたい。

- ・岩本委員:支援金は単位会の業務に支障があった場合、その業務を支援するためのものであるが、単位会の正会員が被災した場合にも当てはまる。今後、特に風水害は頻度が増すと考えられるため、資金面からも支給額は抑えたい。特定資産は日事連の存続のためのものであり、取り崩してまで支援することはない。余力のある単位会を中心に支援するのは構わないが、どの単位会がいくらか出したかは伏せて、ブロック単位での支援としたい。

→第2条(1)に「原則として、建築にかかわる災害を対象とする。」と追記し、正副会長会で議論することとした。

(11月20日の正副会長会で承認を得た。(事務局))

5. その他

- ・次回委員会 2月13日(木)

10:00~12:00 (Web会議)

■第3回全国大会運営特別委員会議事概要

日時 令和元年11月7日(木) 16:00~17:05

場所 日事連会議室

出席者 委員長 新沼義雄

副委員長 渡邊 武

委員 田中幸吉、鈴木勇人、尾添信行、
佐野吉彦、木下賀之

オブザーバー (福島会) 但野専務理事、平野
(福井会) 山村事務局長

事務局 居谷、前田、伊東、松谷、永井

協議事項

- (1) 第43回建築士事務所全国大会(福島大会)事業報告・収支報告について

福島会但野専務理事より、資料1-1及び1-2によって、第43回建築士事務所全国大会(福島大会)の事業報告及び収支報告等について、以下のとおり概要説明がなさ

れた。

単位会会員1,499名、福島県知事等招待者その他44名、合計1,543名の参加があった。

収支決算については、合計で3,688万円余、予算額に対して182万円余減であったが、当初見込んでいなかったスタッフジャンパーの作成や新聞広告掲載の追加等で、科目によっては予算を超過したものがある。

また、今回初めての試みとして日事連建築賞の大臣賞及び会長賞受賞者へのインタビューを実施した。

委員からの意見及び質疑等は次のとおり。

- ・今年秋に大きな被害をもたらした台風が多かったが、自然災害等のリスクへの対応を検討する必要があるのではないか。過去の全国大会で台風の影響が出た時があったか。
- 昭和61年の宮城大会では、大雨の影響で交通障害が発生、参加者の集まりが悪い中ではあったが、予定通り開催した。また平成21年の愛媛大会でも大会前日の台風の影響により、式典開始時刻に間に合わない会があったが、予定通り開催した。
- ・強風対策で出店を屋内に変更したが、その影響はどうであったか。
- 思った程影響はなく、物販は好調であったが、キッチンカーは飲食スペースの制限もあり、不調であった。反省点も含め、きちんと記録に残しておいた方がよい。
- ・日事連建築賞のインタビューは、急遽設定したため、集客等十分な成果には至らなかったが、受賞者の取り上げ方等についてはきちんと検討し、次年度以降も引き続き実施したい。
- ・例年のことではあるが、式典の時間短縮を図ったにもかかわらず、式典の中途退席者が非常に目立った。意識の問題か。また、式典もさることながら、座談会の空席が際立つ。大ホールよりも中・小ホールの方が適しているのではないか。

→和歌山大会の時は、講演会は小ホールで行い、大ホールではスクリーンに講演の模様を映した。講演会は大ホールよりも人数が限定される小ホール等が良いのではないかと。

→福井大会では、500名程度の小ホールで講演会を実施する予定。

- ・大会内容（式典、パーティ等）は、例年共通の部分が多いので、日事連で必要最低限の事項等、ひな型を作成して主管会に供するとよい。
- ・CPD参加登録の受付時間が短く、対応が困難であった。
- ・式典が予定より20分程度早く終了したが、パーティでは、来賓の到着を待つためにアトラクションを開会前に前倒しする等して時間調整した。

(2) 青年話創会2019福島大会事業報告・収支報告について

鈴木委員より、資料2-1によって、青年話創会2019福島大会の事業報告及び収支報告等について、以下のとおり概要説明がなされた。

参加者175名（他オブザーバー15名）により、青年部等を立ち上げている単位会の活動状況報告及びテーブル討論を実施し、引き続き懇親会を行った。

後日、テーブル討論等の報告も含め、より詳細にまとめた報告書を作成し、常任理事会、理事会へと報告する予定である。

収支決算については、合計で147万円余、そのうち日事連負担分は127万円余である。

委員からの意見及び質疑等は次のとおり。

- ・来年度以降の全国大会と青年話創会の同時開催は決定したのか。会員数の少ない単位会が主管会となっても対応できるのか。
- 全国大会と青年話創会の同時開催の要望は出ているが、正式には決定していない。主管会の会員数が少ない場合は、和歌山大会と同様に所属ブロックの協力が不可欠ではないかと。

協議の結果、資料１－１及び資料２－１の第４３回建築士事務所全国大会（福島大会）及び青年話創会２０１９福島大会の事業報告・収支報告について了承した。

（配付資料）

第２回全国大会運営特別委員会議事概要

資料１－１ 第４３回建築士事務所全国大会（福島大会）事業報告書（案）

資料１－２ 第４３回建築士事務所全国大会（福島大会）を終えて

参考１ 地方開催の全国大会収支分析

資料２－１ 青年話創会２０１９福島大会事業報告書（案）

資料２－２ 青年話創会２０１９福島大会を終えて

■主な行事予定

令和元年

１２月１９日 福井大会運営特別委員会
業務報酬基準WG

令和元年11月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 令和元年11月1日～11月30日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,708事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道		1,029	4,364	23.6%		267	25.9%
青 森		174	941	18.5%	+ 1	42	24.1%
岩 手		265	904	29.3%		67	25.3%
宮 城	- 1	344	1,973	17.4%		75	21.8%
秋 田		144	1,055	13.6%		45	31.3%
山 形		181	1,161	15.6%	+ 1	58	32.0%
福 島		238	1,584	15.0%		63	26.5%
茨 城	+ 3	479	1,975	24.3%		159	33.2%
栃 木		169	1,358	12.4%		80	47.3%
群 馬		198	1,698	11.7%		93	47.0%
埼 玉		486	4,786	10.2%		131	27.0%
千 葉	+ 1	371	3,409	10.9%	+ 2	111	29.9%
東 京	- 3	1,603	14,734	10.9%	+ 10	585	36.5%
神奈川	- 2	753	6,036	12.5%		204	27.1%
新 潟		309	2,267	13.6%		133	43.0%
長 野		413	2,104	19.6%		113	27.4%
山 梨		110	843	13.0%		10	9.1%
富 山		306	1,198	25.5%		64	20.9%
石 川	+ 2	309	1,287	24.0%		58	18.8%
福 井		222	977	22.7%		54	24.3%
静 岡		411	3,104	13.2%		127	30.9%
愛 知	+ 2	554	5,086	10.9%	+ 1	141	25.5%
三 重		194	1,235	15.7%		63	32.5%
滋 賀		186	1,149	16.2%		35	18.8%
京 都		366	2,061	17.8%		102	27.9%
大 阪		810	6,420	12.6%	+ 4	222	27.4%
兵 庫		388	3,551	10.9%		105	27.1%
奈 良		106	915	11.6%	+ 1	23	21.7%
和歌山		124	764	16.2%		24	19.4%
鳥 取		108	481	22.5%		48	44.4%
島 根		119	626	19.0%		60	50.4%
岡 山		382	1,477	25.9%	+ 1	71	18.6%
広 島		346	2,327	14.9%		138	39.9%
山 口		111	1,048	10.6%		36	32.4%
徳 島	- 1	107	835	12.8%		14	13.1%
香 川		93	1,080	8.6%		16	17.2%
愛 媛		173	1,129	15.3%	+ 1	44	25.4%
高 知		138	632	21.8%		27	19.6%
福 岡		463	3,689	12.6%	+ 1	158	34.1%
佐 賀		185	584	31.7%	+ 1	44	23.8%
長 崎		247	832	29.7%	+ 1	41	16.6%
熊 本		226	1,400	16.1%	+ 1	101	44.7%
大 分		161	873	18.4%	+ 1	41	25.5%
宮 崎		114	1,071	10.6%	+ 1	50	43.9%
鹿児島		303	1,233	24.6%		83	27.4%
沖 縄		190	1,297	14.6%		65	34.2%
計	+ 1	14,708	99,553	14.8%	+ 28	4,291	29.2%

※建築士事務所登録数(B)は平成31年4月1日時点の数字である。